

山梨県公安委員会告示第115号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準を次のように定め、平成28年11月1日から適用する。

平成28年9月28日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

(1) 公表の対象となる行政処分は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づき山梨県公安委員会において行った次に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。

ア 法第7条第1項に規定する認定の取消し

イ 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号に規定する指示処分

ウ 法第23条第1項又は法第25条第2項第2号に規定する営業停止命令

エ 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号に規定する営業廃止命令

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる場合は、公表しないものとする。

ア 法第28条及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第7条の規定により都道府県知事が行うこととする法第7条第2項、法第23条第3項及び法第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に際し、山梨県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

イ 山梨県公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 認定証番号

イ 自動車運転代行業者の名称又は記号

ウ 主たる営業所が所在する市区町村

エ 処分年月日

オ 処分内容

カ 処分理由

キ 根拠法令

ク 処分を行った公安委員会

3 公表の方法

公表は、山梨県警察本部交通部交通企画課長が別記様式を作成し、山梨県警察本部の

ホームページに掲載することにより行うものとする。

4 公表の期間

公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	